

令和 7 年度

上天草市一般廃棄物処理実施計画

上天草市

市民生活部環境衛生課

令和7年度上天草市一般廃棄物処理実施計画

第1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和7年度上天草市における一般廃棄物処理実施計画を定める。

第2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

第3 処理実施計画の対象区域（令和8年3月31日の推計）

処理実施計画対象区域は、上天草市全域とする。

面 積	126.94 km ²
人 口	23,392 人
世帯数	10,442 世帯

第4 処理主体

一般廃棄物の処理のうち、湯島地区分を除く上天草市のごみ処理は、収集運搬を上天草市の委託業者（家庭系一般廃棄物）及び許可業者（事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみ）で、中間処理を天草広域連合及び許可業者で、最終処分を天草広域連合で行う。湯島地区分については、離島という地域性を考慮し、収集運搬を上天草市の委託業者で、中間処理及び最終処分を天草広域連合で行う。

また、湯島地区分を除く上天草市のし尿及び浄化槽汚泥処理は、収集運搬を上天草市の許可業者で、中間処理及び最終処分を上天草衛生施設組合で行う。湯島地区分については、島内の収集を上天草市の許可業者と委託業者で、島外への運搬（海上及び陸上）を上天草市の委託業者で、中間処理及び最終処分を上天草衛生施設組合で行う。

区 分	収集運搬区域	収集運搬	中間処理	最終処分
ご み	湯島を除く上天草市の区域	上天草市（委託） 上天草市（許可）	天草広域連合 上天草市（許可）	天草広域連合
	湯島	上天草市（委託）	天草広域連合	天草広域連合
し尿及 び浄化 槽汚泥	湯島を除く上天草市の区域	上天草市（許可）	上天草衛生 施設組合	上天草衛生 施設組合
	湯島	上天草市（許可） 上天草市（委託）	上天草衛生 施設組合	上天草衛生 施設組合

第5 処理計画

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制及び再資源化計画

① 排出抑制の方法

ア リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）の推進
 イ ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行う。

事業名	目的・内容	適用
生ごみ処理機器 購入費補助金事業	一般家庭から排出される可燃ごみの減量化を目的に、家庭用生ごみ処理機器を購入する者に対し、補助金を交付する。	令和7年度予算 ・電動式生ごみ処理機 7基分程度 ・生ごみ堆肥化容器 7基分程度
資源物の 拠点回収事業	「紙類」のほか、「アルミ・スチール缶」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」の4品目について拠点回収を行い、可燃ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図る。 また、拠点回収の利用時間の拡大について検討を行う。	回収場所 ・大矢野庁舎、松島庁舎、姫戸統括支所及び龍ヶ岳統括支所の敷地内
ごみ資源化推進 協力金の交付	資源物の売却益の一部を協力金として行政区に交付することにより、資源化意識の高揚及び推進を図る。	176行政区に交付
事業系一般廃棄物の減量化対策	本市の事業系一般廃棄物の排出量はほぼ横ばいで推移していることから、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を推進するため、以下の取組を行う。 ○事業所の排出者責任の認識強化を図るため、事業所から排出されるごみの分別の方法をまとめた冊子の作成・配布を行う。 ○事業所から排出される生ごみを試行的に収集し、堆肥化を行う。	
フードドライブ の推進	食品ロス削減を図るため、事業所や各家庭から食品を受け取り、上天草市社会福祉協議会を通じて、集まった食品を必要とする家庭等に配布する。	熊本県及び上天草市社会福祉協議会と連携して実施予定
市内小中学校の給食生ごみの堆肥化	可燃ごみの減量化を図るため、市内小中学校の給食で排出される生ごみを収集し、堆肥化を行う。	小学校10校及び中学校4校(湯島地区を除く市内全ての小中学校)

子育て世帯を対象としたごみ減量化対策	生ごみの水切り及び堆肥化による可燃ごみ減量化及び幼少期からの環境学習の機会充実を図るため、市が実施する乳幼児健診の受診者を対象に、環境に関する絵本、コンポストバック等を配布し、環境に関する意識の高揚を図る。	
--------------------	---	--

② 資源化の方法

収集したごみについて、次のとおり資源化を図る。

ごみの種類	資源化の方法
不燃ごみ	天草広域連合の処理計画による。
粗大ごみ	天草広域連合の処理計画による。
分別ごみ	天草広域連合の処理計画による。

(2) 収集運搬計画

① 収集運搬するごみの種類及び分別の方法

ア 収集運搬するごみの種類

収集運搬するごみは、一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物とし、事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭系一般廃棄物については、収集運搬を行わず、排出者が許可業者へ委託するか、又は松島地区清掃センターへ直接搬入する。ただし、湯島地区分については、市が収集運搬を行う。

イ 分別の方法

収集運搬は、可燃ごみ、粗大ごみ及び分別ごみ（資源物及び不燃物）に分けて実施する。なお、ごみの種類は、次のとおりとする。

品 目		内 容	品 目		内 容
可燃ごみ		生ごみ、紙ごみ等	資 源 物	雑誌	雑誌、紙マーク入りの紙等
粗大ごみ		大型の可燃、不燃ごみ等		ペットボトル	PET マーク入りのもの
資 源 物	アルミ缶・スチール缶	アルミマーク又はスチールマーク入りの缶		発泡スチロール	発泡スチロール、白色トレイ
	スプレー缶	カセットボンベ等		容器包装プラスチック	プラマークが入っているもの
	透明びん	透明のびん		古着類	古着、タオル等
	茶色びん	茶色のびん		蛍光灯	直管型、丸型等の蛍光灯
	生きびん	酒屋で引き取るびん		乾電池	マンガン、アルカリ等
	その他の色びん	上記に含まれないびん		廃食油	使用済みてんぷら油等
	牛乳パック	牛乳パックのみ		小型家電	デジタルカメラ、電卓等
	その他紙パック	紙パックマーク入りの紙		コード類	ACアダプター、ケーブル等
	新聞紙・チラシ	新聞紙及びチラシ		生活金物類	金属製なべ、釜、やかん等
	ダンボール	断面が波型の紙	不 燃 物	機械処理困難物	針金、コード類等
				不燃ごみ	陶器類、ガラス製品、汚れたびん、プラスチック等

ウ 収集運搬体制

家庭系一般廃棄物の可燃ごみ、粗大ごみ及び分別ごみ（資源物及び不燃物）は、委託業者で収集運搬し、事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭系一般廃棄物は許可業者で収集運搬する。ただし、湯島地区分については、委託業者で収集運搬する。

ごみの種類		収集 運搬	収集 方式	収集 回数	排出 方法	収集運搬業者	
家庭系	可燃ごみ	委託	ステーション	週 2 回	有 料 指定袋	上天草市大矢野町登立 （有）大矢野清掃社	
						上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明	
						上天草市松島町今泉 （有）松島清掃社	
						上天草市姫戸町二間戸 （有）永森建設	
						上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治	
	粗大ごみ	委託	ステーション	月 1 回	有 料 指 定 シール	上天草市大矢野町登立 （有）大矢野清掃社	
						上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明	
						上天草市松島町今泉 （有）松島清掃社	
						上天草市姫戸町二間戸 （有）永森建設	
						上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治	
	分別ごみ	資源物	委託	ステーション	月 1 回	無 料 コンテナ	上天草市大矢野町登立 （有）大矢野清掃社
							上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明
							上天草市松島町今泉 （有）松島清掃社
							上天草市姫戸町二間戸 （有）永森建設
							上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治
		不燃物	委託	ステーション	月 1 回	無 料 コンテナ	上天草市大矢野町登立 （有）大矢野清掃社
							上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明
							上天草市松島町今泉 （有）松島清掃社
上天草市姫戸町二間戸 （有）永森建設							
上天草市龍ヶ岳町高戸 クリーン龍ヶ岳 中直通							
事業系一般廃棄物及び 臨時・多量の家庭系一般 廃棄物		許可	有料 随時	許可 区域	大矢野町	上天草市大矢野町登立 八光海運（株）	
						上天草市大矢野町登立 （有）大矢野清掃社	
					松島町	上天草市松島町今泉 （有）松島清掃社	
					松島・姫戸町	上天草市松島町今泉 （株）クリーン開発	
					龍ヶ岳町	上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治	
						上天草市龍ヶ岳町高戸 クリーン龍ヶ岳 中直通	

- ② 松島地区清掃センターへ搬入されるごみの量
 収集運搬区域は、上天草市の全域とする。 (単位：t)

区分		令和 7 年度計画値
可燃ごみ	委託	3729.61
	許可	1976.82
	直接持込	703.84
	自家処理	0.00
計		6410.27
不燃ごみ	委託	244.45
	許可	113.86
	直接持込	312.68
	自家処理	0.00
計		670.99
資源ごみ	委託	322.06
	許可	10.21
	直接持込	142.11
	自家処理	53.36
計		527.74
総合計		7609.00

(3) 中間処理計画

天草広域連合の処理計画による。

(4) 最終処分計画

天草広域連合の処理計画による。

(5) 処理施設整備計画

天草広域連合の処理計画による。

(6) その他

① 特別管理一般廃棄物について

ア PCB を含む廃棄物の処理

PCB を部品中に用いた廃電気製品（電子レンジ等）及び絶縁油とした蛍光灯の安定器等は、天草広域連合の施設搬入を認めない。

イ ばいじん等の処理

加熱脱塩素化処理を行い、重金属安定化剤を加えて混錬成形して固化し、天草広域連合の処理計画に基づき一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

- ウ 感染性一般廃棄物の処理
天草広域連合では、一切搬入を認めていない。

② 処理及び排出禁止物について

ア 処理禁止物

- (ア) エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機
- (イ) パソコン、ディスプレイ

イ 排出禁止物

- (ア) 金網、看板、カーポート、太陽熱温水器等の屋外建造・設置物
- (イ) 自動車又はバイク及びこれらの部品、船外機、チェーンソー等の発動機・発電機
- (ウ) 瓦、ブロック、レンガ、材木等の建築廃材
- (エ) 農業用ハウスパイプ、農機具、漁網、パチンコ台等の業務用品
- (オ) ガスボンベ、農薬びん、化学薬品、ガソリン等の危険物
- (カ) コンプレッサー、耐火金庫、ワイヤーロープ等の解体困難物

③ あわせ産廃の処理

事業所が排出する産業廃棄物のうち、以下の品目は、天草広域連合の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物とあわせて資源化する。

- ア ペットボトル
- イ 発泡スチロール
- ウ 容器包装プラスチック
- エ 缶類（アルミ・スチール缶、スプレー缶）
- オ びん類（透明びん、茶色びん、生きびん、その他の色びん）
- カ 廃食油

④ 住民に対する広報啓発活動について

- ア 市の広報紙又は出前講座を用いた啓発活動の実施
- イ 研修及び施設見学の実施
- ウ 水切りの徹底及びごみの減量化並びに資源化の呼びかけ
- エ 市環境衛生課職員による分別指導の実施
- オ ごみ分別の手引きの配布
- カ チャットボットを活用した適正なごみの出し方の周知
- キ 食品ロス削減の周知
- ク マイバック持参の徹底

⑤ 許可方針について

ア 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物の収集運搬については、現在、許可している業者の処理能力において十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可は、原則として

行わない。

イ 一般廃棄物処分業

原則として新規の許可は行わない。ただし、適正処理することが確実であり、かつ、上天草市内の既存処理施設において処理が困難である廃棄物を扱う場合には、許可を行う。

ウ 許可方針の見直し

許可方針については、毎年度策定する上天草市一般廃棄物処理実施計画の策定時に検討し状況に応じて見直すこととする。

2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	23,392	人
2	水洗化・生活排水処理人口	14,831	人
	(1) 下水道	3,673	人
	(2) 農業集落排水処理人口	0	人
	(3) コミュニティ・プラント	328	人
	(4) 合併処理浄化槽	10,830	人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口	5,048	人
	(単独処理浄化槽)	5,048	人
4	非水洗化人口	3,513	人
	(1) 計画収集人口	3,509	人
	(2) 自家処理人口	4	人
5	計画処理区域外人口	0	人

(2) 収集運搬計画

① 収集運搬する生活排水の種類と方法

ア 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

イ 方法

許可業者により収集する。

ウ 収集回数及び収集方法

し尿及び浄化槽汚泥については、各戸から許可業者への依頼により戸別収集を実施する。また、湯島地区においては、島外への運搬（海上及び陸上）を上天草市の委託業者で行う。

生活排水の種類	収集運搬	許可区域	収集運搬業者
し尿及び 浄化槽汚泥	許可	大矢野町	上天草市大矢野町登立 (株) 熊本メンテナンス
		松島町	上天草市松島町合津 保清衛生 (有)
		姫戸・龍ヶ岳町	上天草市姫戸町二間戸 (有) 山下衛生社

- ② 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量
収集運搬区域は、上天草市全域とする。

(単位：kl)

種 類	計画収集量				自家処理量
	直 営	委 託	許 可	計	
し 尿	0.00	0.00	6,954.36	7,191.22	2.92
	0.00	(湯島) 236.86	0.00		
浄化槽汚泥	0.00	0.00	13,392.50	13,438.26	
	0.00	(湯島) 45.76	0.00		
合 計	0.00	282.62	20,346.86	20,629.48	

- (3) 中間処理計画

上天草衛生施設組合の処理計画による。

- (4) 最終処分計画

上天草衛生施設組合の処理計画による。